

# 平成30年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市



29紀総務発第333001号  
平成30年2月27日

紀の川市議会議長 坂本 康隆 様

紀の川市長 中村慎司

### 議案の送付について

平成30年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第2号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第3号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第4号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第5号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第6号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第7号 静川財産区管理委員の選任について

議案第8号 静川財産区管理委員の選任について

議案第9号 静川財産区管理委員の選任について

議案第10号 静川財産区管理委員の選任について

議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第12号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定について

議案第14号 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定について

議案第17号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について

議案第18号 池田財産区使用料徴収条例の一部改正について

議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第21号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第22号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第23号 紀の川市手数料条例の一部改正について

議案第24号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第25号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

議案第26号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について

議案第27号 旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について

議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第29号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第30号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第31号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第33号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第34号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第35号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第36号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について

議案第38号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第39号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第40号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第44号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

議案第45号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第46号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

議案第47号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

議案第48号 平成30年度紀の川市长田竜門財産区特別会計予算について

議案第49号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第50号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第51号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第52号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第53号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第54号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第55号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第56号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第57号 平成30年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第59号 土地の処分について

議案第60号 権利の放棄について

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市横谷204番地

氏 名 土 橋 ひ さ こ

昭和23年3月29日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成30年6月30日任期満了となることに伴い、土橋ひさこ君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町神田189番地

氏 名 西川 宏平

昭和22年2月19日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

人権擁護委員が、平成30年6月30日任期満了となることに伴い、西川宏平君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町前田631番地12

氏 名 み くに かず み  
三 國 和 美

昭和31年12月24日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

人権擁護委員が、平成30年6月30日任期満了となることに伴い、三國和美君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第1号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市赤沼田446番地

氏 名 西 垣 信 孝

昭和37年2月16日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、西垣信孝君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第2号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北涌386番地

氏 名 岡 豊 章

昭和50年2月24日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、岡豊章君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第3号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市麻生津中84番地

氏 名 藤田和久

昭和29年4月4日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、藤田和久君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第4号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場252番地4

氏 名 佐野富男

昭和22年8月15日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、佐野富男君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第5号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場1233番地4

氏 名 やま もと つとむ  
山 本 勉

昭和22年7月3日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、山本勉君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第6号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市後田181番地3

氏 名 前 川 哲

昭和34年2月10日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

飯盛財産区管理委員の任期満了に伴い、前川哲君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第7号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市平野1986番地

氏 名 井 戸 本 安 弘

昭和15年3月10日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、井戸本安弘君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第8号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上686番地

氏 名 岡野哲

昭和25年3月17日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、岡野哲君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第9号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市平野292番地

氏 名 西 帷 雅 美

昭和18年3月7日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、西幡雅美君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第10号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市平野985番地

氏 名 中 谷 典 史

昭和37年11月9日生

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、中谷典史君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第11号

国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する  
ものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

国民健康保険制度の広域化に伴い、関係条例の一部を改正するため。

国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 年 月 日  
年 月 日  
条例第

(紀の川市国民健康保険条例の一部改正)  
第1条 紀の川市国民健康保険条例(平成17年紀の川市条例第139号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
目次			目次		
第1章 この市が行う国民健康保険	（第1条）		第1章 この市が行う国民健康保険の事務	（第1条）	
第2章 国民健康保険運営協議会		（第2条・第3条）	第2章 紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	（第2条・第3条）	
2条・第3条			2条・第3条		
第3章～第8章 略			第3章～第8章 略		
			附則		
					第1章 この市が行う国民健康保険の事務
					（この市が行う国民健康保険の事務）
					第1条 この市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
					第2章 紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）
					第2条 紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下
					第2条 国民健康保険運営協議会
					（以下

改 正 前	改 正 後
「協議会」という。) の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) ~ (4) 略	「協議会」という。) の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) ~ (4) 略
(紀)川市国民健康保険税条例の一部改正 第2条 紀の川市国民健康保険税条例(平成17年紀の川市条例第58号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の40.00</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>26,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以

改 正 前	改 正 後
<p>下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>26,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19,500円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>	<p>下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>25,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>12,700円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19,050円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の12.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる</p>	<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる</p>

改 正 前	改 正 後
世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,000円</u>	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,400円</u>
(2) 特定世帯 <u>4,000円</u>	(2) 特定世帯 <u>3,700円</u>
(3) 特定継続世帯 <u>6,000円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>5,500円</u>
(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)	(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)
第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の14.00</u> を乗じて算定する。	第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の8.00</u> を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>8,500円</u> とする。	第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>7,900円</u> とする。
(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>8,500円</u> とする。	第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>7,900円</u> とする。
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げかる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、 <u>54万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>16万円</u> ）	第23条 次の各号のいずれかに掲げかる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>54万円</u> を超える場合には、 <u>54万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>19万円</u> を超える場合には、 <u>19万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>16万円</u> ）

改 前	正 前	改 後
を超える場合には、16万円)の合算額とする。	を超える場合には、16万円)の合算額とする。	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>18,200円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,200円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,780円</u>	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>17,780円</u>
田	田	田
(イ) 特定世帯 <u>9,100円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>13,650円</u>	(イ) 特定世帯 <u>8,890円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>13,335円</u>	(イ) 特定世帯 <u>8,890円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,180円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,600円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,200円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,180円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,590円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,885円</u>
才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。		才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。

	改 正 前	改 正 後
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5, 950円</u>	) 1人について <u>5, 950円</u> 力 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5, 530円</u>	) 1人について <u>5, 530円</u> 力 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5, 530円</u>
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保險者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13, 000円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保險者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12, 700円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保險者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12, 700円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13, 000円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12, 700円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12, 700円</u>
	四	四
(イ) 特定世帯 <u>6, 500円</u>	(イ) 特定世帯 <u>6, 350円</u>	(イ) 特定世帯 <u>6, 350円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>9, 750円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>9, 525円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>9, 525円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保險者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4, 000円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保險者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3, 700円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保險者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3, 700円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 000円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 700円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 700円</u>

	改	正	前	改	正	後
(イ) 特定世帯	<u>2,000円</u>			(イ) 特定世帯	<u>1,850円</u>	
(ウ) 特定継続世帯	<u>3,000円</u>			(ウ) 特定継続世帯	<u>2,775円</u>	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>4,250円</u>				オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>3,950円</u>		
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,250円</u>				カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,950円</u>		
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）				(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）		
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>5,200円</u>				ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>5,080円</u>		
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額				イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額		
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,200円</u>				(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,080円</u>		
(イ) 特定世帯 <u>2,600円</u>				(イ) 特定世帯 <u>2,540円</u>		
(ウ) 特定継続世帯 <u>3,900円</u>				(ウ) 特定継続世帯 <u>3,810円</u>		
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>1,600円</u>				ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>1,480円</u>		
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額				エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額		

改 正 前	改 正 後
<p>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,200円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者(第1条第2項)に規定する世帯主を除く。 .) 1人について <u>1,700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,700円</u></p>	<p>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>740円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,110円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者(第1条第2項)に規定する世帯主を除く。 .) 1人について <u>1,580円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,580円</u></p>
<p>(紀)の川市国民健康保険事業運営基金条例(平成17年紀の川市条例第69号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を取り崩し、処分することができる。</p> <p>(1) 国民健康保険事業にかかる保険給付費 の支払に充てる財源に不足を生じた場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てること。</p> <p>(2) • (3) 略</p>

(紀)の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
 第4条 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
別表(第1条関係)						
(単位:円)						
	区分	区分	報酬の額		報酬の額	
略			略		略	
国民保護協議会委員			略		略	
国民健康保険運営協議会委員			略		略	
略			略		略	

附 則(平成 年 月 日条例第 号)  
 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第12号

紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

紀の川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

平成 年 月 日  
号  
条例第

紀の川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 紀の川市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項）に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際紀の川市に住所を有していた被保険者</u>	（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 紀の川市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際紀の川市に住所を有していた被保険者</u>
	（3）法第55条第2項第1号 <u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際紀の川市に住所を有していた被保険者</u>
	（4）法第55条第2項第2号 <u>の規定の適用を受ける被保険者であつ</u>

改 正 前	改 正 後
<p>て、最後に行つた同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際の川市に住所を有していた被保険者（新設）</p> <p>（5）法第 5・5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 1・1・6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これら の規定により組の川市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p>	<p>て、最後に行つた法第 5・5 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際の川市に住所を有していた被保険者</p> <p>（5）法第 5・5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 1・1・6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これら の規定により組の川市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p>

#### 附 則

（平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

- 第 2 条 平成 20 年度における被扶養者であつた被保険者（法第 9 条第 2 項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、
- 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 第 4 期 | 10 月 1 日から同月 31 日まで |
| 第 5 期 | 11 月 1 日から同月 30 日まで |
| 第 6 期 | 12 月 1 日から同月 25 日まで |
| 第 7 期 | 1 月 1 日から同月 31 日まで  |
| 第 8 期 | 2 月 1 日から同月末日まで     |
| 第 9 期 | 3 月 1 日から同月 31 日まで  |
- 2 平成 20 年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項

改	正	前	改	正	後
の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。			(延滞金の割合の特例)		
(延滞金の割合の特例) 第3条 略			第2条 略		

附 則(平成 年 月 日条例第 号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号

紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定について

紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

放課後児童健全育成施設の設置に関し、必要な事項を定めるため。

# 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例

平成 年 月 日  
条例第 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき放課後児童健全育成事業を実施するため、放課後児童健全育成施設（以下「施設」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
てのひら	紀の川市南中326番地1
太陽の子	紀の川市打田1491番地
粉河アットホームクラブ	紀の川市粉河1479番地
チャレンジ児童クラブ	紀の川市名手西野256番地
あらかわ放課後児童クラブ	紀の川市桃山町市場73番地1
ももやま放課後児童クラブ	紀の川市桃山町調月384番地
こどもくらぶ	紀の川市貴志川町上野山146番地
ほたるっこ	紀の川市貴志川町井ノ口148番地
西貴志こどもくらぶ	紀の川市貴志川町長原165番地
丸栖つ子クラブ	紀の川市貴志川町丸栖270番地4

## (委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が公布され、介護保険法の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴い、必要な事項を定めるため。

# 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成 年 月 日  
条例第 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに法第46条第1項の指定の申請者の基準を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

### (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、次条及び第5条に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第29条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

## (記録の整備)

第4条 省令第29条の規定は、指定居宅介護支援の事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、同条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

## (人権擁護)

第5条 指定居宅介護支援の事業を行う者は、指定居宅介護支援の利用者の人権を擁護するため、指定居宅介護支援を行う事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修をしなければならない。

## (法第79条第2項第1号の申請者)

第6条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第15号

紀の川市介護保険条例の一部改正について

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

第7期紀の川市介護保険事業計画に基づく平成30年度から平成32年度までの保険料率の改定及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が公布され介護保険法の一部改正が平成30年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 月 条例第 号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(保険料率)	(保険料率)
第6条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 35,500円	(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 40,000円
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,700円	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 56,000円
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,300円	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 60,000円
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,900円	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 72,000円
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 71,000円	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 80,000円
(6) 次のいずれかに該当する者 81,700円	(6) 次のいずれかに該当する者 93,600円
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当

改 正 前	改 正 後
	該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が1 20万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの
(7) 次のいづれかに該当する者 <u>95, 900円</u> ア 合計所得金額が120万円以上 <u>190万円未満</u> であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	イ 略 (7) 次のいづれかに該当する者 <u>109, 600円</u> ア 合計所得金額が120万円以上 <u>200万円未満</u> であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの
(8) 次のいづれかに該当する者 <u>110, 100円</u> ア 合計所得金額が <u>190万円以上290万円未満</u> であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	イ 略 (8) 次のいづれかに該当する者 <u>128, 000円</u> ア 合計所得金額が <u>200万円以上300万円未満</u> であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの
(9) 次のいづれかに該当する者 <u>124, 300円</u> ア 合計所得金額が <u>290万円以上500万円未満</u> であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	イ 略 (9) 次のいづれかに該当する者 <u>144, 000円</u> ア 合計所得金額が <u>300万円以上500万円未満</u> であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの
(10) 次のいづれかに該当する者 <u>142, 000円</u> ア・イ 略	(10) 次のいづれかに該当する者 <u>176, 000円</u> ア・イ 略
(11) 前各号のいづれにも該当しない者 <u>170, 400円</u> 2 所得の少ない 第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年	(11) 前各号のいづれにも該当しない者 <u>208, 000円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る平成30年度から平成32年度

改 正 前	改 正 後
度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかるらず、 32,000円とする。	までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかるらず、 <u>36,000円とする。</u>
3 略 第16条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときは除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第16条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときは除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 第17条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。 第18条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第19条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の

	改 正 前	改 正 後
過料を科する。		過料に処する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条から第19条までの改正は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）

第2条 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第16号

紀の川市観光交流施設条例の制定について

紀の川市観光交流施設条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

観光交流施設の設置に伴い必要な事項を定めるため。

# 紀の川市観光交流施設条例

平成 年 月 日  
条例第 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、観光交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置目的)

第2条 本市を訪れる観光客に対し、フルーツをはじめとする豊かな地域資源を活用した本市の魅力について情報発信するとともに、市民と観光客との交流等を促進する拠点施設として、観光交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紀の川市観光交流拠点	紀の川市貴志川町神戸802番地1

## (指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

## (指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## (開館時間)

第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

## (休館日)

第7条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週水曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可等)

第8条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 施設の管理及び運営上支障があるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の許可を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき、又は施設を許可された利用目的以外に利用し、又は利用しようとしたとき。
- (2) 許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は利用させようとしたとき。
- (3) 利用料金を納入しないとき。
- (4) 施設の設備、植栽物又は展示物を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (5) 指定管理者の指示に従わないとき。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

3 前項の規定により算出した利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 指定管理者は、市長において特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要し

た費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第10条関係）

種別	利用区分及び利用料金		
	2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上8時間以内
体験交流スペース	500円	1,000円	2,000円
イベント広場	1,000円	2,000円	4,000円

備考 利用者が、商業、宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の利用料金は、この表に掲げる額の5割増しとする。

議案第17号

紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について

紀の川市細野溪流キャンプ場条例（平成17年紀の川市条例第174号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市細野溪流キャンプ場の入場料の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 月 条例第

紀の川市細野溪流キャンプ場条例（平成17年紀の川市条例第174号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後																																																			
別表（第9条関係） (単位：円)		別表（第9条関係） (単位：円)																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>日帰り</th> <th>1泊2日</th> <th>以後1日につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料</td> <td>1人 (3歳以上)</td> <td>2 8 6</td> <td>5 7 2</td> <td>2 8 6</td> </tr> <tr> <td>パンガロー（小）</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	日帰り	1泊2日	以後1日につき	入場料	1人 (3歳以上)	2 8 6	5 7 2	2 8 6	パンガロー（小）	略	略	略	略	略	略	略	略	略	備考	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>日帰り</th> <th>1泊2日</th> <th>以後1日につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料</td> <td>1人 (3歳以上)</td> <td>3 7 1</td> <td>7 4 2</td> <td>3 7 1</td> </tr> <tr> <td>パンガロー（小）</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	日帰り	1泊2日	以後1日につき	入場料	1人 (3歳以上)	3 7 1	7 4 2	3 7 1	パンガロー（小）	略	略	略	略	略	略	略	略	略	備考	略			
区分	単位	日帰り	1泊2日	以後1日につき																																																	
入場料	1人 (3歳以上)	2 8 6	5 7 2	2 8 6																																																	
パンガロー（小）	略	略	略	略																																																	
略	略	略	略	略																																																	
備考	略																																																				
区分	単位	日帰り	1泊2日	以後1日につき																																																	
入場料	1人 (3歳以上)	3 7 1	7 4 2	3 7 1																																																	
パンガロー（小）	略	略	略	略																																																	
略	略	略	略	略																																																	
備考	略																																																				

備考 別表は、縮小して表示しています。

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

池田財産区使用料徴収条例の一部改正について

池田財産区使用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第212号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

区費の見直しに伴い所要の改正を行うため。

池田財産区使用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
号 条例第

池田財産区使用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第212号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(区費) 第3条 区費は、大正2年に登記した契約書の貸与料の <u>500倍</u> を徴収する。	(区費) 第3条 区費は、大正2年に登記した契約書の貸与料の <u>2500倍</u> を徴収する。

議案第19号

紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市簡易水道事業及び紀の川市飲料水供給施設事業を紀の川市水道事業に統合すること等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 年 月 日  
年 月 号  
条例第

(紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)  
第1条 紀の川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年紀の川市条例第187号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
(水道事業の設置)				(水道事業の設置)		
第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、本市に次の 水道事業 _____ _____ を設置する。				第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、本市に次の 水道事業 <u>附帯する神通・中畠飲料水供給施設事業</u> を含む。以下 同じ。) を設置する。		
(1) • (2) 略				(1) • (2) 略		
(経営の基本)				(経営の基本)		
第2条 前条の定める水道事業(以下「各事業」という。)は、常 に企業の経済性を發揮するとともに公共の福祉を増進するよう運 営されなければならない。				第2条 前条に定める水道事業(以下「各事業」という。)は、常 に企業の経済性を發揮するとともに公共の福祉を増進するよう運 営されなければならない。		
2 略				2 略		
(組織)				(組織)		
第3条 略				第3条 略		
2 法第14条の規定に基づき、各事業の管理者の権限に属する事 務を処理するため水道部 _____ を置く。				2 法第14条の規定に基づき、各事業の管理者の権限に属する事 務を処理するため <u>上下水道部</u> を置く。		

改 正 前	改 正	後												
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)	第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。												
(業務状況説明書類の提出)	(業務状況説明書類の作成)	第8条 略												
第8条 略	2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) • (2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、各事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項	2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) • (2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、各事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項												
3 略	3 略	別表 (第2条関係)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀の川市河北</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	給水人口	1日最大給水量	紀の川市河北	略	略	略	略	略
事業名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	給水人口	1日最大給水量									
紀の川市河北	略	略	略	略	略									

	改	正	前	改	正	後
水道事業 紀の川市河南	貴志川町全城、桃山町市場、桃山町元、桃山 町段、桃山町段新田、桃山町百合、桃山町神 田、桃山町鷺巣尾、桃山町最上（田津ノ木を 除く。）、桃山町小林、桃山町三和、桃山町 調月、桃山町野田原、桃山町協谷、高野、竹 房字五百谷	38,400人 20,600立方メー トル		水道事業 紀の川市河南	高野、竹房字五百谷、荒見の内字中筋、字尾 嶋、宇宮の下、字西筋、字上の段、字大岩、 字下川原、字上川原、字竜門、北涌、麻生津 中、横谷、西筋、赤沼田、上野瀬、中野瀬、 下野瀬、桃山町全城（最上の内字田津ノ木を 除く。）、貴志川町全城	43,989人 22,745立方メー トル
水道事業				神通・中畑飲 料水供給施設 事業	神通、中畑	60人 38立方メートル

備考 別表は、縮小して表示しています。

(紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正)

第2条 紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
				(趣旨)	この条例は、紀の川市河北水道事業及び紀の川市河南水道事業（「紀の川市水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。 (給水区域)	第1条 この条例は、紀の川市河北水道事業及び紀の川市河南水道事業（「紀の川市水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。 (給水区域)

改 正 前	改 正 後
<p>第2条 紀の川市水道事業の給水区域は、次の区域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 紀の川市河南水道事業の給水区域</p> <p>貴志川町全域、桃山町市場、桃山町元、桃山町段、桃山町段 新田、桃山町百合、桃山町神田、桃山町鷹巣尾、桃山町最上（<u>田津ノ木を除く。</u>）、桃山町小林、桃山町三和、桃山町調月、 桃山町野田原、桃山町脇谷、高野、竹房字五百谷</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条 紀の川市水道事業の給水区域は、次の区域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 紀の川市河南水道事業の給水区域</p> <p>高野、竹房字五百谷、荒見の内字中筋、字尾嶋、字宮の下、 字西筋、字上の段、字大岩、字下川原、字上川原、字竜門、北 涌、麻生津中、横谷、西脇、赤沼田、上駒渕、中駒渕、下駒 渕、桃山町全域（最上の内字田津ノ木を除く。）、貴志川町全 域</p> <p>(3) 神通・中畠飲料水供給施設事業の給水区域</p> <p>神通、中畠</p>
	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の4種類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共用給水装置 1個の水量メーター（以下「メーター」とい う。）により2戸若しくは2箇所以上で共用するもの</p> <p>(3) • (4) 略</p> <p>2 略</p>
	<p>(給水装置新設等の申込みの保留)</p> <p>第10条 第2条に定める給水区域内であっても、配水管を布設し ていなければ水圧の関係により給水が困難であると認められ る場合は、給水装置の工事の申込みを保留することができる。</p>

(工事の施行)	改 正 前	改 正 後	(工事の施行)
第12条 略			第12条 略 (工事の施行)
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び施工をする場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び材料検査を受け、かつ、工事完了後速やかに市長の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び施工をする場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び材料検査を受け、かつ、工事完了後速やかに市長の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び施工をする場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び材料検査を受け、かつ、工事完了後速やかに市長の工事検査を受けなければならない。	3 前2項に規定するもののほか、 <u>指定給水工事事業者</u> に関する必要な事項は、市長が別に定める。 (給水管及び給水用具の指定)
3 前2項に規定するもののほか、 <u>指定給水工事事業者</u> に関する必要な事項は、市長が別に定める。 (給水管及び給水用具の指定)	3 前2項に規定するもののほか、 <u>指定給水工事事業者</u> に関する必要な事項は、市長が別に定める。 (給水管及び給水用具の指定)	3 前2項に規定するもののほか、 <u>指定給水工事事業者</u> に関する必要な事項は、市長が別に定める。 (給水管及び給水用具の指定)	第14条 略 2 略 3 第1項の規定による指定の制限は、法第16条の規定に基づく給水契約申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。 (加入金)

改 正 前	改 正 後
<p>4・5 略 (給水装置の管理)</p> <p>第18条 <u>使用者又は管理人若しくは所有者又は代理人</u>（以下「<u>水道使用者等</u>」といふ。）は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水の水質又は給水装置に異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>2～5 略 (給水装置の変更)</p> <p>第19条 市長は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該水道使用者等の同意がなくとも市が施行することができる。</p>	<p>4・5 略 (給水装置の管理)</p> <p>第18条 <u>所有者若しくは代理人又は使用者若しくは管理人</u>（以下「<u>水道使用者等</u>」といふ。）は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水の水質又は給水装置に異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>2～5 略 (給水装置の変更)</p> <p>第19条 市長は、配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該水道使用者等の同意がなくとも当該工事を施行することができる。</p>
<p>2 略 (第三者の異議についての責任)</p> <p>第20条 給水装置の設置又は管理に關し、利害關係人その他の者から異議があるときは、<u>給水装置</u>申込者の責任とする。</p> <p>2 略 (給水の原則)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による給水の制限、停止、断水又は漏水による損害については、市は、その責めを負わない。</p>	<p>2 略 (第三者の異議についての責任)</p> <p>第20条 給水装置の設置又は管理に關し、利害關係人その他の者から異議があるときは、<u>給水装置工事の申込者</u>の責任とする。</p> <p>2 略 (給水の原則)</p> <p>第21条 略</p> <p>3 前2項の規定による給水の制限又は停止による損害については、市は、その責めを負わない。</p>

	改	正	前		改	正	後
(計量及びメーターの設置)							(計量及びメーターの設置)
第22条	略			第22条	略		
2	メーターは給水装置に設置し、その位置は、 <u>市長</u> が定める。			2	メーターは給水装置に設置し、その位置は <u>市長</u> が定める。		
3	略			3	略		
(メーターの管理及び保管)							(メーターの管理及び保管)
第24条	前条の <u>_____</u> 保管者は、善良な管理者の注意をもつて 市のメーターを常に清潔に管理及び保管しなければならない。			第24条	前条に規定する保管者は、善良な管理者の注意をもつて 市のメーターを常に清潔に管理及び保管しなければならない。		
2～4	略			2～4	略		
(消防栓の使用)							(消防栓の使用)
第27条	略			第27条	略		
2	略			2	略		
3	消防栓を消防演習に使用するときは、 <u>水道部職員</u> <u>_____</u> の立会いを要する。			3	消防栓を <u>消防演習</u> に使用するときは、 <u>上下水道部水道総務課及 び水道工務課職員</u> の立会いを要する。		
(手数料)							(手数料)
第37条	手数料は、 <u>次の各号</u> の区別により申込者が申込みの際、 これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込 者からは、 <u>申込</u> 後、徴収することができる。			第37条	手数料は、 <u>次の各号</u> の区別により申込者が申込みの際、 これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込 者からは、 <u>申込み</u> 後、徴収することができる。		
(1)～(4)	略			(1)～(4)	略		
(5)	消防演習の立会料 1回につき 5,000円			(5)	消防演習の立会料 1回につき 5,000円		
(6)・(7)	略			(6)・(7)	略		
(8)	諸証明手数料 1件につき 200円			(8)	諸証明手数料 1件につき 200円		

	改 正 前	改 正 後
2 略 (給水の停止)	2 略 (給水の停止)	第40条 市長は、次の各号のいづれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。  (1) 水道使用者等が、この条例に定める <u>水道料金</u> 、手数料又は工事費等を指定期限内に納入しないとき。  (2) 略  (3) 給水栓を、汚染のある器物又は <u>施設</u> を連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。  (4) • (5) 略 (給水装置操作の禁止)
第40条 市長は、次の各号のいづれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。  (1) 水道使用者等が、この条例に定める <u>水道料金</u> 、手数料又は工事費等を指定期限内に納入しないとき。  (2) 略  (3) 給水栓を、汚染のある器物又は <u>施設</u> と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。  (4) • (5) 略 (給水装置操作の禁止)	第40条 市長は、次の各号のいづれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。  (1) 水道使用者等が、この条例に定める <u>水道料金</u> 、手数料又は工事費等を指定期限内に納入しないとき。  (2) 略  (3) 給水栓を、汚染のある器物又は <u>施設</u> と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。  (4) • (5) 略 (給水装置操作の禁止)	第40条 市長は、次の各号のいづれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。  (1) 水道使用者等が、この条例に定める <u>水道料金</u> 、手数料又は工事費等を指定期限内に納入しないとき。  (2) 略  (3) 給水栓を、汚染のある器物又は <u>施設</u> と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。  (4) • (5) 略 (給水装置操作の禁止)
第41条 メーター、止水栓、消火栓その他等特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外これを操作してはならない。  (過料)	第41条 メーター、止水栓、消火栓その他等特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外これを操作してはならない。  (過料)	第41条 メーター、止水栓、消火栓その他等特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外これを操作してはならない。  (過料)
第42条 市長は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、5万円以下の過料を科し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。  (1) ~ (4) 略	第42条 市長は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、5万円以下の過料を科し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。  (1) ~ (4) 略	第42条 市長は、次の各号のいづれかに該当する者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、5万円以下の過料を科し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。  (1) ~ (4) 略

改 正 前	改 正 後
<p>(5) 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (6) 略 (料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができます。</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認められたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。 (2) 略</p>	<p>(5) 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (6) 略 (料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができます。</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認められたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。 (2) 略</p>

(紀)の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正  
第3条 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準に関する条例(平成25年紀の川市条例第6号)  
の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
(布設工事監督者を配置する工事)				(布設工事監督者を配置する工事)		
第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。				第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。		
(1) 略				(1) 略		
(2) 汎でん池、 <u>滯過池</u> 、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造成に係る工事				(2) 汎でん池、 <u>ろ過池</u> 、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造成に係る工事		
(布設工事監督者の資格)				(布設工事監督者の資格)		
第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。				第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。		
(1) ~ (5) 略				(1) ~ (5) 略		
(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者				(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者		
(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程				(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程		

改 前	正 前	改 正 後
及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用管道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。) については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用管道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	

改 前	正 後
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2) <u>前条第1項第1号</u> 、 <u>第3号</u> 及び <u>第4号</u> に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、 <u>同項第1号</u> に規定する学校を卒業した者については4年以上、 <u>同項第3号</u> に規定する学校を卒業した者については6年以上、 <u>同項第4号</u> に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者 (3) 略 (4) <u>前条第1項第1号</u> 、 <u>第3号</u> 及び <u>第4号</u> に規定する学校において、 <u>工学</u> 、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、 <u>同項第1号</u> に規定する学校の卒業者については5年以上、 <u>同項第3号</u> に規定する学校の卒業者については7年以上、 <u>同項第4号</u> に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、 <u>前条第1項第2号</u> に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により _____ 水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2) <u>前条第1号</u> 、 <u>第3号</u> 及び <u>第4号</u> に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、 <u>同條第1号</u> に規定する学校を卒業した者については4年以上、 <u>同條第3号</u> に規定する学校を卒業した者については6年以上、 <u>同條第4号</u> に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者 (3) 略 (4) <u>前条第1項第1号</u> 、 <u>第3号</u> 及び <u>第4号</u> に規定する学校において <u>工学</u> 、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、 <u>同條第1号</u> に規定する学校の卒業者については5年以上、 <u>同條第3号</u> に規定する学校の卒業者については7年以上、 <u>同條第4号</u> に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、 <u>第2号</u> に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各

改 正 前	改 正 後						
<p>号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>						
<p>(紀)川市特別会計条例の一部改正</p> <p>第4条 紀の川市特別会計条例(平成17年紀の川市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(設置)</td><td>(設置)</td></tr> <tr> <td>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。</td><td>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。</td></tr> </tbody> </table>	改 正 前	改 正 後	(設置)	(設置)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。	
改 正 前	改 正 後						
(設置)	(設置)						
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。						

改 正 前	改 正 後
(1) ~ (5) 略	(1) ~ (5) 略
(6) 紀の川市簡易水道事業特別会計	(6) ~ (19) 略
(7) ~ (20) 略	

#### 附 則 (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(紀の川市簡易水道事業設置条例等の廃止)  
2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 紀の川市簡易水道事業設置条例（平成17年紀の川市条例第194号）
- (2) 紀の川市簡易水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第195号）
- (3) 紀の川市飲料水供給施設事業設置条例（平成17年紀の川市条例第197号）
- (4) 紀の川市飲料水供給施設事業給水条例（平成17年紀の川市条例第198号）
- (5) 紀の川市簡易水道事業財政調整基金条例（平成22年紀の川市条例第1号）

(紀の川市簡易水道事業給水条例及び紀の川市飲料水供給施設事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、前項第2号又は第4号の規定による廃止前の紀の川市簡易水道事業給水条例又は紀の川市飲料水供給施設事業給水条例（以下これらを「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の紀の川市河北河南水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(罰則に関する経過措置)

- 4 施行日前にした廃止前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。  
(紀の川市簡易水道事業財政調整基金条例の廃止に伴う経過措置)
- 5 施行日の前日までに、附則第2項第5号の規定による廃止前の紀の川市簡易水道事業財政調整基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券については、紀の川市水道事業の設置等に関する条例に基づく紀の川市水道事業に帰属するものとす

る。

(紀の川市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日の前日において、第4条の規定による改正前の紀の川市特別会計条例第1条第6号に規定する紀の川市簡易水道事業特別会計に属する権利義務又は決算上の剩余若しくは不足は、紀の川市水道事業の設置等に関する条例第4条に規定する特別会計に帰属するものとする。

議案第20号

紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年紀の川市条例第30号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市土地開発公社の解散に伴い所要の改正を行うため。

紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 月 号  
条例第

紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年紀の川市条例第30号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(職員の派遣)		(職員の派遣)	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。	第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。	(1) • (2) 略 (3) 紀の川市土地開発公社 2・3 略

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第21号

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年紀の川市条例第50号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

近年増加する災害に対応するため排水ポンプ車を操作する職員を操作員として委嘱し災害に備えている。操作員が従事する作業は災害時危険を伴う特殊な内容であることから、特殊勤務手当を支給するため。

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
号 第 条例第

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年紀の川市条例第50号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(特殊勤務手当の種類及び金額)			(特殊勤務手当の種類及び金額)		
第2条 特殊勤務手当の種類及び金額は、次のとおりとする。			第2条 特殊勤務手当の種類及び金額は、次のとおりとする。		
(1)～(4) 略			(1)～(4) 略		
(新設)			(5) <u>災害応急作業等手当</u>	<u>排水ポンプ車操作員に対し作業従事1</u>	
			日につき1,000円、災害対策本部等の指令により出動し、		
			日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につ		
			<u>き500円を加算</u>		

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第22号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が平成30年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 条例第 号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	(損害補償を受ける権利)
第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条）において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は消防法第17条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が	第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が	(損害補償を受ける権利)	
改	正	後	(損害補償を受ける権利)

改 前	正 前	改 正 後
<p>消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>（補償基礎額）</p>	<p>消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>（補償基礎額）</p>	<p>消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>（補償基礎額）</p>
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾患の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日ににおいて、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号<u>33円</u>に該当する扶養親族については<u>1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については<u>1人につき267円</u>、第2号に該当する扶養親族については<u>1人につき267円</u>（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については<u>333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については<u>1人につき21</u>_____</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾患の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日ににおいて、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号<u>33円</u>に該当する扶養親族については<u>1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については<u>1人につき267円</u>（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については<u>333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については<u>1人につき21</u>_____</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾患の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日ににおいて、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号<u>33円</u>に該当する扶養親族については<u>1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については<u>1人につき267円</u>（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については<u>333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については<u>1人につき21</u>_____</p>

改 正 前	改 正 後
<p>7円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の紀の川市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前に支給すべき事由（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第23号

紀の川市手数料条例の一部改正について

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 条例第 号

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条、第7条関係）			
手数料の種類			手数料の種類
略	単位	金額	略
(3 2) 市道路線認定証明手数料	略	略	(3 2) 市道路線認定証明手数料
(3 3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査手数料	1件につき	37,700円	(3 3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査手数料
(3 4) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査手数料	1件につき	17,000円	(3 4) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査手数料
略	略	略	略

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第24号

紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について

紀の川市道路占用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第179号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 条例第 号

紀の川市道路占用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第179号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改 前	正 後
別表 (第2条関係) 表 略 備考	別表 (第2条関係) 表 略 備考	<p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル未満</u>の端数があるときは、<u>1平方メートル又は1メートルとして</u>計算する。</p> <p>(8) • (9) 略</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル未満</u>の端数があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u></p> <p>(8) • (9) 略</p>

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第25号

紀の川市都市公園条例の一部改正について

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 月 条例第 号

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(公園施設の建築面積の基準)	(公園施設の建築面積の基準)
第3条の4 略 2 法第4条第1項ただし書_____の条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。 (1) ~ (4) 略 (新設)	第3条の4 略 2 法第4条第1項ただし書(法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。 (1) ~ (4) 略 (5) 施行令第6条第6項に規定する場合には、同項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの) (新設)
(公園施設に関する制限)	第3条の5 施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。 第33条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定についてとは、市長とみなす。

附 則(平成 年 月 日条例第 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

紀の川市立学校設置条例の一部改正について

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

平成30年3月31日をもって細野小学校を廃校とするため。

紀の川市立学校設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
年 月 号  
条例第

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
略	略	略	略
桃山小学校	略	桃山小学校	略
細野小学校	紀の川市桃山町垣内279番地	丸栖小学校	略
丸栖小学校	略	略	略
略			

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第27号

旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について

旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例（平成17年紀の川市条例第14号）を別紙のとおり廃止するものとする。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置期間の終了によるため。

旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例を廃止する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例（平成17年紀の川市条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第29号

平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第30号

平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第31号

平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第32号

平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第33号

平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第34号

平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第35号

平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第36号

平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第37号

平成30年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第38号

平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第39号

平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第40号

平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第41号

平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第42号

平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第43号

平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第44号

平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第45号

平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第46号

平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第47号

平成30年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市田中財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第48号

平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第49号

平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第50号

平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第 51 号

平成 30 年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第52号

平成30年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市静川財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第53号

平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第54号

平成30年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市調月財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第55号

平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第56号

平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第57号

平成30年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第58号

平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第59号

土地の処分について

企業用工業用地として、下記のとおり土地を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 所在地	紀の川市北勢田字山田726番12
2. 数量	16, 247. 07 平方メートル
3. 処分の方法	売買
4. 処分価格	金220, 000, 000円
5. 契約の相手方	大阪府岸和田市内畠町1827-1 株式会社平和エンジニアリング 代表取締役 東尾 博充

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

北勢田第2工業団地を工業用地として売却するため。

議案第60号

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 放棄する権利   | 住宅新築資金貸付金に係る債権  |
| 2. 債務者      | [REDACTED]  |
| 3. 放棄する債権の額 | 住宅新築資金（国費）貸付金 1,945,650円<br>内訳 元金 1,706,842円<br>利息 238,808円<br>(県費) 貸付金 1,313,976円<br>内訳 元金 1,138,491円<br>利息 175,485円 |
| 4. 権利放棄の理由  | 債務者は死亡、法定相続人全員が相続放棄し、連帯保証人も死亡している。よって償還不能と認められるため、権利を放棄するものである。   |

平成30年2月27日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

回収が不能となった住宅新築資金貸付金に係る債権の権利を放棄するため。